令和６年度坂祝町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

１　趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号）第９条第１項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

２　適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての機関が物品等を調達する場合に適用する。

３　調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく施設等

ア. 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

イ．就労移行支援事業所

ウ．就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）

エ．生活介護事業所

オ．地域活動支援センター

カ．小規模作業所

（２）障がい者を多数雇用している企業等

ア．障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく特例子会社

イ．重度障がい者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）

①障がい者の雇用者数が５人以上

②障がい者の割合が従業員の２０％以上

③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が３０％以上

（３）在宅就業障がい者等

ア．在宅就業障がい者（在宅において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ．在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

４　調達の対象とする物品等

障がい者就労施設等が受注することが可能なすべての物品等とする。

５　調達目標

調達目標額を、１０万円以上とする。

６　調達の推進方法

障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、この情報をもとに各機関に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。

７　調達方針及び調達実績の公表

（１）障がい者就労施設等からの物品等調達方針を作成したときは、町ホームページ等で公表する。

（２）調達実績については、年度終了後に集計し、町ホームページ等で公表する。

８　調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉課とする。